

未利用口座管理手数料

対象となる口座	普通預金口座(含む総合口座・決済用普通預金口座)および貯蓄預金口座 ※個人だけでなく、個人事業主、法人、任意団体も対象となります。 ※スマート通帳、インターネット支店などの通帳を発行しない口座も全て対象となります。
未利用口座となる条件	最後の入出金から2年以上お取引がない口座 ※「お取引」は入出金対象となります。スマート通帳への切替はお取引の対象になりません。
対象外となる口座	<ul style="list-style-type: none">・当該口座の残高が10,000円以上の場合・定期預金の利息振替口座または総合口座で、定期預金残高が1円以上の場合・お預かり金融商品(定期積金、積立定期預金、財形預金、外貨預金、投資信託、公共債等)のご指定口座・お借入れ(カードローン含む)返済用口座・クレジットカードが発行されている口座・教育資金贈与口座、結婚・子育て資金贈与専用口座
手数料額	年間1,320円(税込)
未利用口座の取扱い	<ol style="list-style-type: none">①対象となるお客さまには、届出住所に事前の「ご案内」を送付いたします。 なお、過去に郵便物を送付してもお届けできず、その後も住所変更のお手続きがないお客さまについては、ご案内を送付いたしませんのでご注意ください。②ご案内に記載された「手数料引落日」の前日までに入金もしくは出金のお取引、または、前営業日までにご解約されない場合、該当口座より手数料を引落しいたします。③残高不足により手数料が引落しできなかった場合、残高全額を手数料の一部として引落しさせていただき、当該口座を個別に通知することなく自動解約いたします。④翌年以降も口座のご利用がない場合は、本手数料の対象となります。

なお、本手数料は「2年以上の長期間にわたりご利用されていない口座」を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替など、口座を利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。